

避難行動ガイド①

住民の皆さまが、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自主的な避難を行うために、本宮市・国・県では防災情報を5段階の警戒レベルにより提供します。日頃からいざという時に備えて、災害時の取るべき行動の確認をお願いします。

警戒レベルについて

警戒レベル

5



新たな避難情報等

きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~

4



ひなんしじ  
**避難指示**※2

3



こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**※3

2



大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1



早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、  
警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、  
避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

※内閣府(防災担当)・消防庁チラシより一部抜粋

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

## 大雨のとき



河川の近くや、土砂災害の恐れがある区域に対して、災害の発生の恐れが想定される場合に、「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」を発令します。

また、「警戒レベル5 緊急安全確保」は、必ず発令される情報ではありませんので、警戒レベル4までに必ず避難をしましょう。

※市でも早めの避難情報の発令に努めますが、自らが早めに判断し、避難行動をとることが命を守ることにつながります。



## 地震のとき

地震発生後、火災やがけ崩れ等の危険が迫ったときに、避難指示を発令します。

## 避難とは・・

避難は、災害から命を守るために行動であり、避難行動には次のような方法があります。

1 指定緊急避難場所・指定避難所への移動

2 警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難  
(公園、親戚や友人の家など)

3 近隣の強固で高い建物などへの移動

4 建物内の安全な場所での待避  
(家屋内への垂直避難)  
やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。

屋外が安全で移動できる状態のとき

屋外が危険な状態のとき